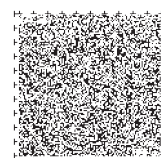


西脇市障害者基本計画
第7期西脇市障害福祉計画
第3期西脇市障害児福祉計画



令和6（2024）年3月
西脇市



— はじめに —

本市では、これまで2期にわたり、障害者基本法に基づく「西脇市障害者基本計画」を策定し、障害のあるなしにかかわらず、誰もが互いに尊重し、その人らしく安心して暮らせる地域社会を目指して、施策の推進に取り組んでまいりました。

この間、国においては、令和4（2022）年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が、令和6（2024）年4月から改正障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供が民間事業者の努力義務から法的義務となるなど、より一層社会的な障壁を取り除くための法整備が進められてきました。

本計画は、これらの国の動向や社会環境等の変化、また、市民ニーズ等を踏まえ、「互いに尊重しあい 住みたい地域で 自分らしく暮らせるまち にしわき」を新たな基本理念として掲げ、今後の本市における障害福祉施策の方向性等を定める「西脇市障害者基本計画」と、令和8（2026）年度を目標年度として、障害福祉サービス等の目標値等を定める「第7期西脇市障害福祉計画・第3期西脇市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

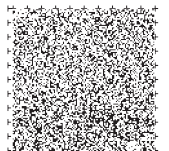
また、本市は令和3（2021）年5月に選定されたSDGs未来都市として、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念や目標に沿った取組や事業の展開を図ってまいります。そして、地域の人々が世代や分野を越えて支え合う「地域共生社会」の実現を通じて、持続可能な地域社会の形成に貢献してまいります。

市民の皆様をはじめ、関係機関や関係団体の皆様と一体となって計画の推進に努めてまいりたいと存じますので、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました西脇市障害者地域支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で御協力をいただきました市民の皆様、関係機関及び関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

西脇市長 片山象三



目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
5. SDGsを踏まえた計画の推進	5
第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題	6
1. 障害のある人の状況	6
2. 障害者福祉に関するアンケート調査結果	19
3. 障害者福祉団体及び事業所アンケートの調査結果	49
4. 障害者施策の評価と検証	58
5. 障害者施策に関する主な課題	68
第3章 計画の基本的な考え方	71
1. 計画の基本理念	71
2. 基本目標	72
3. 重点取組	73
4. 施策の体系	74
第4章 施策の展開	75
基本目標Ⅰ ひとりひとりが尊重される社会をめざして	75
基本目標Ⅱ 自分らしい暮らしをめざして	81
基本目標Ⅲ 共に支え合う地域をめざして	89
第5章 第7期西脇市障害福祉計画・第3期西脇市障害児福祉計画	102
1. 基本指針について	102
2. 成果目標 第6期計画の達成状況及び第7期計画の数値目標	105
3. 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策(活動指標)	116
4. 地域生活支援事業	127
5. 障害のある子どもの通所支援等	135
第6章 計画の推進	139
1. 計画の推進体制	139
2. 計画の進行管理	139
3. 国・県・近隣市町・事業所・地域等との連携	139
資料編	140
1. 西脇市障害者地域支援協議会条例	140
2. 西脇市障害者地域支援協議会委員名簿	142
3. 計画策定の経過	143
4. 用語解説	145

